

令和7年度 沼田・利根地区新高校整備武道場改築内装ほか工事

総合評価点算定基準（簡易型 建築工事）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、以下すべてを満たす者について、次の算式により算定する。

- ①入札書が無効でない者
- ②予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）
- ③施工計画書評価項目の点数の合計が0点でない者
- ④施工計画の評価項目に未記入がない者

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

2 価格点の算定方法

（1）価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = 85 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

〔小数点以下第4位を四捨五入〕

ただし、入札価格が低入札調査要領に定める低入札調査基準価格を下回り、失格価格以上（失格価格が設定されている場合に限る。）であった場合、価格点は低入札調査基準価格により算出される値と同値とする。

（2）入札価格は各入札者の入札金額とし、入札価格及び予定価格は、いずれも消費税を含まないものにより算定する。

3 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は15点満点とし、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）について、次の評価点算定基準に基づき算定した評価点の合計とする。

簡易型総合評価落札方式（建築工事）評価点算定基準

【企業関係評価項目】

簡易型一表 1

評価項目	配点	評価基準	評価点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局、病院局及び教育委員会）発注工事の種類別（建築一式工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	3. 0点	80点以上	3. 0点
		65点を超え80点未満	(平均値-65) ×3.0/15点 〔小数点以下第4位四捨五入〕
		65点以下	0点
② 企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。	1. 5点	5年以内の実績あり	1. 5点
		5年を超える実績あり	1. 0点
		実績なし	0点
③ 企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1. 0点	知事表彰あり	1. 0点
		部長・所長表彰等あり	0. 5点
		なし	0点
④ ISOの認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001の認証取得の有無により評価する。	0. 5点	ISO9001、ISO14001の両方を取得	0. 5点
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0. 3点
		なし	0点
⑤ 災害時等の地域貢献 入札日現在における、群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定等の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去3年間（特定家畜伝染病に関する要請に基づく場合は6年間）、及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対策等、地方自治体が管理する社会資本の維持管理（県外含む、国除き）に関する緊急な出動及び特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動の有無により評価する。 県外業者については、群馬県内の自治体に対しての緊急な出動に限る。	0. 4点	締結あり	0. 4点
		締結なし	0点
	0. 8点	地方自治体（県外を含む、国除き）への緊急な出動、あるいは特定家畜伝染病の防疫作業（準備を含む）に関する出動あり	0. 8点
⑥ 災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	0. 3点	認定あり	0. 3点
		認定なし	0点
⑦ 地域活動の実績 入札日の属する年度の前年度及び当該年度にお	0. 5点	あり	0. 5点

いては入札公告等の日までの間に、群馬県が管理する社会資本（道路、河川等）の除草、清掃等の社会資本の維持管理に関するボランティア、除雪作業、森林整備ボランティア活動の有無により評価する。		なし	0 点
⑧ 県内企業の下請活用 <u>1 件 1 0 0 万円以上</u> の県内企業との 1 次下請負契約の金額が 1 次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	0. 7 点	下請負の 80%以上の金額を県内企業が占める場合	0. 7 点
		下請負の 50%以上 80%未満の金額を県内企業が占める場合	0. 4 点
		上記以外	0 点
⑨ 建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	0. 3 点	活用の申告あり	0. 3 点
		活用の申告なし	0 点
小 計	9. 0 点		

※⑦において「1 次下請負の契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約をいう。

※⑦において「1 件 1 0 0 万円以上」とは、税込金額をいう。

※⑦において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。

※⑦において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80%以上の場合の評価点は 0. 7 点とする。

【技術者関係評価項目】

簡易型一表 2

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑩ 配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去 3 年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局、病院局及び教育委員会）発注工事の種類別（建築一式工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高点</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を 65 点とみなす。	2. 0 点	80 点以上	2. 0 点
		75 点以上 80 点未満	1. 5 点
		70 点以上 75 点未満	1. 0 点
		65 点を超え 70 点未満	0. 5 点
		65 点以下	0 点
⑪ 配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。	1. 0 点	5 年以内の実績あり	1. 0 点
		5 年を超える実績あり	0. 5 点
		経験なし	0 点
⑫ 施工計画の評価 別表の施工計画評価項目により評価する。	3. 0 点	優	3. 0 点
		良	2. 0 点
		可	1. 0 点
		不可	0 点
		施工計画評価項目（表 3）の点数の合計が 0 点、評価項目に未記入がある	欠格
小 計	6. 0 点		
合 計	1 5. 0 点		

- 4 価格以外の評価項目における評価対象工事は、次の条件に該当する工事とする。

平成27年4月1日から令和7年3月31日までに完成引き渡し完了した、単体又は共同企業体の構成員（出資比率が最大の者に限る）として、次のア及びイに該当する元請けの建築一式工事实績があるもの。

ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項の規定による公共工事又は地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社が発注した工事。

イ 建築物の用途・規模が、建築基準法別表第1（い）欄（三）項に掲げる用途で、延べ床面積1,000㎡以上の棟の次のいずれかの工事。

①新築、増築又は改築工事

②請負金額が1.0億円以上の改修工事

- 5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の工事成績評価、施工経験、及び施工計画の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

- (2) 工事成績評価（企業項目①、技術者項目⑩）については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに竣工した、建築一式工事とする。

なお、上記の工事成績評価について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。

※〇〇（年度）、□□□□（工事種別：建築一式、電気等）を記入する。

- (3) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験（企業項目②、技術者項目⑩）に関する5年以内の施工実績（経験）については、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間におけるものとする。5年を超える施工実績（経験）については、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間におけるものとする。
- (4) 企業の優良工事の受賞の「部長・所長表彰等」については、群馬県が執行した建設工事等の知事表彰を除く表彰すべてを対象とする。
- (5) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (6) 災害時等の地域貢献の緊急な出動には、管内一円業務及び除雪作業によるものも含む。ただし、管内一円業務及び除雪作業委託は県発注に限る。特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動については、農業事務所長発行の証明書の写しを添付すること。
- (7) 災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。
- (8) 地域活動の実績におけるボランティアについては、会社として行っているものを対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティアについては対象外とする。
- (9) 建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評価により減点とする。
- (10) 施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が作成するものとする。なお、必要に応じ施工計画に関するヒアリン

グを実施するものとする。

【施工計画評価項目】

簡易型一表 3

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C	小計
① 現場環境の把握	地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
② 施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から安全対策等、留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
③ 現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3 点				
		内容が的確でやや優れる	2 点				
		内容が的確である	1 点				
		的確でない	0 点				
④ 技術力の向上における取り組み	業務に関連する資格取得状況	6－1、ア及びイに示す資格を取得	3 点				
		6－1 に示す資格いずれかと 6－2 に示す資格を取得	2 点				
		6－1、ア又はイに示す資格を取得	1. 5 点				
		なし	0 点				
小 計							
合 計							

評価	合計点数
	4 項目の場合（原則）
優	2 3 点以上～3 0 点
良	1 6 点以上～2 3 点未満
可	1 0 点以上～1 6 点未満
不可	1 点以上～1 0 点未満
欠格	0 点 評価項目に未記入がある

評価者 A	建築主監
評価者 B	次長（技）
評価者 C	担当係員
予備者	係員
予備者	係員

【建築工事】

6－1

- | | |
|---|------------|
| ア | 1級建築施工管理技士 |
| イ | 1級建築士 |

6－2

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 6－1の資格取得が1級建築施工管理技士であるもの
2級建築士 |
| イ | 6－1の資格取得が1級建築士であるもの
2級建築施工管理技士 |